

ミズスマシ保全回復事業計画

令和6年4月5日
京都府告示第165号

第1 事業の目標

ミズスマシは、池や河川の緩流域に生息する昆虫であり、かつては最も普通に見られたミズスマシ科の一種であったが、近年、生息環境の消失及び悪化等により、減少傾向にある。京都府においては、近年、局地的にしか本種の生息が確認されておらず、絶滅の危機に瀕しているといえる。

本事業は、本種の府内における生息状況等の現状把握及びモニタリングを行い、その結果を踏まえて、生息地への不用意な立入り及び密猟の防止等並びに生息環境の維持及び改善を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続することができる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

京都府における本種の分布域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施するため、必要に応じて以下の調査を実施する。

(1) 生息状況等の調査等

本種の分布、生息及び繁殖の状況、生息場となる水域の面積、水深、水質、底質、植生等の生息環境に関する調査を行い、情報を蓄積するとともに、それらの動向について定期的なモニタリングを行う。

また、現在知られていない生息地についても把握に努める。その結果、生息状況及び生息環境に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査の実施等、必要に応じて、本種の保全に資する対策を講じる。

なお、密猟等を助長しないよう、分布等生息場所を特定する情報については、取扱いに十分注意する。

(2) 本種の保全に資する生物学的及び生態学的特性等の把握

本種の生物学的特性の解明、本種をとりまく生態系の構造の解明、各地域の個体群間の遺伝的な変異及び個体群内の遺伝的な多様性の把握等に関する調査を行う。

2 地域における個体群の保護

密猟や生息地への不用意な立入り等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するため、必要に応じて、生息地における監視並びに保護柵及び制札等の整備を行う。

3 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態における安定的な存続のためには、化学物質等による水質の汚染がないこと、貧栄養かつ透明度の高い水が安定的に供給されること、水面には植生で覆われない部分があり水温が比較的低い温度に保たれること、産卵に必要な水中に没した植物体があ

ること、水中には本種の餌となる小動物が生息すること、さらに蛹化や羽化のために汀線周辺には陸生植物とともに湿潤な土壌が裸地化している場所があること等、本種が生息する水圏だけでなく、周辺環境も含めた生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見及び本種の生態等に関する専門的知識を有する者の知見に基づき、本種の生物学的及び生態学的な特性を十分に踏まえた効果的な対応策を検討し、必要に応じて本種の生息及び繁殖に適した環境の維持並びに改善のための措置を講ずる。

なお、環境の維持及び改善のための措置を講ずる場合には、それにより生息地の生態系、生息又は生育する他の野生生物等の保全に影響を与えない方法で行うものとし、影響のおそれがある場合にはそのモニタリングを行うものとする。

4 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、保全団体、各種事業活動を行う事業者、国、関係地方公共団体、関係地域の住民をはじめとする府民等の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況、保全の必要性、保全回復事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保全に対する配慮と協力を幅広く働きかける。

また、国、関係地方公共団体、保全団体等は、研究機関、学校等の協力を得て、学習会の開催等、本種及び本種の保全についての理解を深めるための取組を行うことにより、生息地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保全に関わるNPO、その他保全団体等の協力を得て進めるものとする。

(2) 公共事業等における配慮

1で得られた知見を活用し、本種に与える影響を極力軽減した工法及び管理手法の研究開発に努め、関係地域の住民の十分な理解を得ながら、生息地及びその周辺地域における農業・農村整備及び河川整備への活用を図る。

また、公共事業の実施にあたっては、京都府の「環」の公共事業の理念に基づき事業を実施するよう配慮する。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施にあたっては、事業に係る国、関係府県、関係市町の各行政機関、本種の生態等の研究に携わる研究者、本種の生息地及びその周辺地域の保全団体並びに住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

なお、生息状況等の調査、生態等に関する知見の集積、生息環境改善に必須の事業及び密猟防止対策については、保全対策の基本となる事業であり、府が主体的に取り組むものであるが、それらの実施にあたっては条例に基づく府民協働による保全制度に基づき取組を行う団体と連携して行う。

さらに、本種の生息地の一部は天然記念物の指定等別の法令においても規制を受けるため、保全回復事業の実施にあたっては、これらの関係機関との調整を図る。